

令和5年度要望に係る老人福祉施設 (広域型特別養護老人ホーム等) 整備方針

令和5年5月
茨城県長寿福祉課

第1 目的

この方針は、老人福祉施設の整備に関し基本的な考え方を明らかにすることにより、県補助金対象施設の公正かつ公平な選定に資することを目的とする。

第2 基本方針

介護保険制度においては、高齢者が自らの選択に基づき、必要なときに必要なサービスを利用できるよう、介護サービス基盤の整備を図る必要があることから、各市町村老人福祉計画及び介護保険事業計画（以下「市町村計画」という。）並びに「いばらき高齢者プラン21」に基づき、福祉圏域ごとの整備状況を考慮し、均衡ある整備に努めるものとする。

なお、県補助金対象施設の選定に当たっては、県財政が依然として厳しい状況にあることから、限られた予算の範囲内で優先順位を明確にし、真に必要な施設の整備に努めるものとする。

第3 市町村計画等との整合

老人福祉施設の整備に当たっては、市町村計画等との整合性を確保するため、整備要望には市町村長の意見書の添付を求めるものとする。また、創設の場合は、市町村が行う公募手続きにより選定された法人（設立見込みを含む）のみを対象とする。

また、令和5年度の整備要望については、次期「市町村計画（第9期）」が未策定の中、令和6年度から整備を進めることとなるため、各市町村においては、第8期市町村計画数の達成状況等も考慮の上、整備可能数（床数）を仮設定し、公募を行うことになる。

なお、当該整備可能数は、「市町村計画（第9期）」が令和5年度末に策定されるまでの暫定数であり、当該計画が策定された場合には、その計画数内で整備を行うこととなるので、仮設定に当たっては、待機者数の実情を十分に把握し、需要等を的確に見込んだ上で、管内及び隣接市町村内にある老人福祉施設等の利用状況等や介護職員等の充足状況なども勘案し、真に必要なかつ適切な床数を計上すること。

第4 施設整備の考え方

1 広域型特別養護老人ホーム（創設・増築）

広域型特別養護老人ホーム（定員 30 人以上）の整備に当たっては、ユニット型での整備を基本としつつ、入所者の私生活の平穩（プライバシー）に配慮できるよう設計上の工夫を行う場合には、従来型の整備についても認めるものとする。

ただし、地域の実情に応じてユニット型と従来型が混在する施設の整備も認めるものとし、それぞれの床数は 30 床以上を確保すること。

なお、創設の場合には、原則として 100 床を上限とすること。

また、老人短期入所施設（ショートステイ）等の在宅関連施設については、地域の実情に応じ広域型特別養護老人ホームへの併設整備を進めるものとする。

なお、既存の特別養護老人ホーム併設ショートステイ用居室から、当該特別養護ホーム居室への転換増床整備については、一定の条件を満たしていないと認められないことから事前に県に協議することになること。

さらに、市町村及び県における補助対象施設の選定に当たっては、以下の点を考慮するものとする。

- ① 資金計画が適正であること。借入金がある場合は償還可能な計画であること。
- ② 法人の役職員が、老人福祉法及び介護保険法等の理念を十分に理解していること。
- ③ ケアの質の向上を図るため、施設の整備内容、運営体制等について十分検討されたものであること。特に入所定員に応じた人材確保の見込みがあり、開設後に適切な運営が期待できること。
- ④ 住宅地からの距離、公共交通機関の利便性、都市計画との整合性等施設の立地条件としてふさわしいこと。
- ⑤ 近隣住民の理解が得られていること。
- ⑥ 社会福祉法人等による利用者負担軽減制度に取り組む施設であること。
- ⑦ 既存社会福祉法人の場合にあっては、移行時積立金又は次期繰越収支差額等自己資金を活用するとともに、直近の老人福祉法及び介護保険法の指導・監査の結果並びに社会福祉法上の一般検査・特別監査の結果の改善状況に大きな問題がなく、施設の運営が適正に行われていること。

なお、社会福祉法に基づく業務の全部若しくは一部の停止を命じられ、又は、介護保険法に基づく指定の全部若しくは一部の効力を停止される等の処分を受けた社会福祉法人については、当該処分を受けた日から起算して 10 年間整備に関する要望を受理しない。

2 広域型特別養護老人ホーム（改築）

改築にあっては、施設の老朽化が著しく入所者の処遇、安全性の確保等に問題があると認められるものについて、老朽度等に応じ計画的な整備に努めるものとする。

3 養護老人ホーム

養護老人ホームについては、改築の場合について整備を進めるものとし、施設の老朽化が著しく入居者の処遇、安全性の確保等に問題があると認められるものについて、老朽度に応じ計画的な整備に努めるものとする。

4 軽費老人ホーム

軽費老人ホームについては、A型の改築時に特定施設入居者生活介護の指定を受けるものに対し補助するものとする。（軽費老人ホームの創設及び増築については、補助の対象としない。）

5 地域密着型特別養護老人ホーム

地域密着型の特別養護老人ホーム（定員 29 人以下）についても、市町村計画に位置づけられたものについて、整備を進めるものとする。地域密着型特別養護老人ホームの整備に当たっては、ユニット型での整備を基本としつつ、入所者の私生活の平穏（プライバシー）に配慮できるよう設計上の工夫を行う場合には、従来型の整備についても認めるものとする。

また、補助対象施設の選定に当たって考慮すべき点は、広域型特別養護老人ホームと同様とする。

第5 その他

1 整備要望者の重大な不祥事案等について

施設整備に係る県補助協議については、整備要望者に重大な不祥事案があると認められた場合や、独立行政法人福祉医療機構の融資審査において重大な問題が認められた場合は、当該整備要望者の選定手続きを中止する場合があること。

2 同一法人による連続した年度での整備計画等について

同一法人による連続した年度での整備計画（連続整備）や同一年度内の複数整備計画については、財務・収支バランスの悪化など法人の安定経営に影響を及ぼす場合があることから、原則として、金計画及び運営体制等について十分に検討された計画に限り認めることとする。

3 災害対策について

自然災害のおそれがある区域への整備は原則として認めないこととする。

なお、災害レッドゾーン（災害危険区域（出水等）、地すべり防止区域、土砂災害特別警戒区域、急傾斜地崩壊危険区域）であって、都市計画法の改正によって新規の建設（開発）が原則禁止されている区域への整備は認めない。また、浸水想定区域や土砂災害警戒区域等の災害イエローゾーンについては、その一部について、安全上及び避難上の対策を講じることにより整備を認めることがあること。

4 施設整備要望書の提出期限等について

令和5年度の施設整備要望書の整備要望者から県への提出期限については、令和5年9月15日とする。

なお、県の6年度予算計上等の関係上、施設整備を予定している市町村については、8月15日までに、当該施設整備の要望概要を県に報告するものとする。（ただし、水戸市については、「茨城県地域医療介護総合確保基金事業（介護施設等の整備に関する事業）補助金」を利用する場合に限る。）

また、補助対象施設として採択する際には、第4—1—⑦の状況を関係機関にも確認の上、採択すること。

5 整備可能数調査について

令和6年度における特別養護老人ホーム等の整備可能予定数を把握する必要があるため市町村に対して整備可能数の調査を6月末時点で実施することとする。